

令和 2 年 5 月 1 9 日

令和 2 年 第 2 回 和 束 町 議 会 臨 時 会

(第 1 号)

和 東 町 議 会

令和 2 年 第 2 回 和 東 町 議 会 臨 時 会

会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日 令 和 2 年 5 月 1 9 日 (火)

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

閉 議 午 後 0 時 2 6 分

出 席 議 員 (9 名)

2 番 高 山 豊 彦 3 番 藤 井 清 隆

4 番 村 山 一 彦 5 番 吉 田 哲 也

6 番 井 上 武 津 男 7 番 岡 田 泰 正

8 番 岡 本 正 意 9 番 畑 武 志

1 0 番 小 西 啓

欠 席 議 員 (1 名)

1 番 岡 田 勇

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 今 西 靖

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀 忠 雄
副町長	奥 田 右
総務課長	岡 田 博 之
総務課行財政担当課長	藤 原 秀 太
地域力推進課長	草 水 清 美
人権啓発課長代理	原 田 敏 明
税住民課長	細 井 隆 則
福祉課長	北 広 光
診療所事務長	和 賀 聡
農村振興課長	東 本 繁 和
建設事業課長	馬 場 正 実
会計管理者兼会計課長	瀧 村 幸 代

議 事 日 程 別 紙 の と お り

会 議 に 付 し た 事 件 別 紙 議 事 日 程 の と お り

会 議 の 経 過 別 紙 の と お り

会 議 録 署 名 議 員 6 番 井 上 武 津 男

7 番 岡 田 泰 正

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
和束町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
和束町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
和束町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
和束町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第22号 「くらしの資金」貸付基金設置条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第23号 令和2年度和束町一般会計補正予算（第1号）
議案第24号 令和2年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 発議第 2号 新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策を求める意見書

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（小西 啓君）

皆さん、おはようございます。本日は、ご苦勞様です。ただいまから、令和 2 年和東町議会第 2 回臨時会を開会いたします。

本日、新型コロナウイルス感染防止対策として議場扉 3 か所所を開放し、マスクの着用を必須といたします。発言時におきましても、マスクを着用して発言していただきますようよろしくお願いいたします。

また、クールビズ推進のため、上着、ネクタイの着脱は自由といたします。

町長挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

第 2 回の和東町議会臨時議会を招集させていただきましたところ、議員の皆さん方には本当に大変お忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。

また、日頃はいろいろとご指導、ご協力をいただいておりますことをこの場を借りましてお礼を申し上げさせていただきたいと思います。

今、世界で新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて取り組んでいるところであるわけなのですが、和東町も早くから住民の皆様方に非常にご不便、また、ご苦勞をおかけしてまいりました。おかげでこうして和東町では一人も出てないというのは、議員の皆さん方、また住民の皆さん方のそういった取組の成果があろうと、この場を借りまして厚く御礼申し上げます。

しかし、終息したわけではありません。まだ、京都は宣言の解除に当たっておりませんし、引き続いて取り組んでいるところでもあります。また、和東町といたしましても第二波、第三波の波がどう押し寄せてくるか気を緩めることはできない状態であるわけでありまして。後で詳しく諸般の報告で和東町の取り組んできた内容をご報告させていただくわけですが、これからも引き続き気を緩めることなく、住民の皆

さんには非常にご不便、ご苦勞をおかけするわけなんです、こうして議員の皆さん方と共々一丸となって取り組んでまいりたいと思っておりますので、これからも一層のご協力を賜りますことを切にお願いし、本日の臨時議会にはそうしたコロナ関連の関係予算等を審議いただくことになっております。どうか慎重審議を賜りまして、ご可決いただきますこともあわせてお願いして、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

どうも本日はご苦勞さまでございます。ありがとうございます。

○議長（小西 啓君）

本日の会議を開きます。

岡田 勇議員から欠席の届けが出ています。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、井上武津男議員、7番、岡田泰正議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時議会の会期は、本日の1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日の1日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

第2回臨時会の開会に当たりまして、私の方から、新型コロナウイルス感染症に関する和束町として取組等について報告をさせていただきます。

昨年12月に中国武漢地方で発生されたとされる新型コロナウイルス感染症は、本年5月18日時点で感染が拡大をいたしました。全世界で478万人以上の感染者数で、死亡者数も31万人を超えている状況であります。日本においても感染者数が1万6,300人を超え、死亡者数も768人の報告がされているなど、現在もなお、予断を許さない状況であるという認識を持ち、日々の行政運営に当たっているところでございます。和東町におきましては、住民の皆さんがいち早く不要不急の外出自粛を初め、緊急事態宣言を受けた後も徹底した行動変容の要請をしっかりと順守していただきましたことにより、いまだ感染者は発生していません。改めて住民の皆様感謝申し上げますとともに、引き続き、議会議員各位、住民の皆様と心を一つにして取り組んでまいりますので、ご指導いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、和東町のこれまでの取組等について報告をさせていただきます。

京都府で新型コロナウイルス感染症発症例の最初の報告があったのが、令和2年1月30日の午後でございます。京都府におきましてはこれを受け、同日、京都府新型コロナウイルス感染症対策本部が設置され、和東町では同日、庁舎内、公共施設に感染症予防、注意喚起のポスターを掲示、また、ホームページでも相談窓口等について周知をさせていただきました。

翌31日には、役場窓口対応予防用マスクを配布、アルコール消毒液を庁舎窓口に設置、2月3日には、新型コロナウイルス感染症に係る庁内調整会議を開催し、予防対策として、和東保育園、和東小学校、和東中学校への予防用マスク4,600枚を配布いたしました。

2月25日には、報紙への掲載など、新型コロナウイルス感染症に関する住民への周知方法などを協議するとともに、妊婦世帯へ保健師が訪問いたしまして、サージカルマスク50枚配布させていただきました。

2月28日からは防災行政無線を利用いたしまして、手洗いなど予防対策の徹底や注意喚起、相談窓口等について周知いたしました。

3月からの小中学校の臨時休校を受け、いきいきこども館及び和東児童クラブを夏休みなどと同様に開所するなど、休校措置に係る応急対応を初め、京都山城総合医療センターへの業務用マスクの支援、相楽中部消防本部、相楽郡広域事務組合、相楽休日診療所、南山城村への備蓄用マスクの支援を行ってきたところであります。

3月14日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことから、3月16日付で和東町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしまして第1回本部会議を招集、感染予防対策、感染拡大防止対策の検討、職員の不要不急の外出自粛、体調管理の徹底などを協議いたしました。

3月23日の対策本部第2回会議では、春休み期間中の各課の取組や対応について協議を行い、4月2日開催の対策本部第3回会議では、公共施設等の貸出し対応、近隣市町でのクラスターと呼ばれる集団感染事例が報告されたことから、和東町職員が感染源にならないよう、休日や勤務時間外における職員の行動制限などについて職員間で共有をさせていただきました。

4月7日に開催しました対策本部第4回会議におきましては、相楽地域や近隣市町での発生状況の情報共有、感染拡大防止に向けた職場における対応方針、国の緊急事態宣言の発令を受けた小中学校の臨時休校対応、公共施設の休館対応について一定の方針をまとめました。

4月16日には、全国47都道府県に緊急事態宣言が発令されたことから、翌日の17日に対策本部第5回会議を招集し、住民への防災行政無線を利用した外出自粛のお願い、京都府における緊急事態措置を受けた和東町公共施設の利用制限、職員の勤務体制について協議をいたしました。

4月28日の対策本部第6回会議におきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る予算要求、国・京都府における緊急支援制度の概要、対象事業所の把握、支援方法について情報を共有するとともに、ゴールデンウィークにおける各課対応について協議をしております。

5月8日の対策本部第7回会議では、緊急事態措置が5月31日まで延長されたことから、学童保育、いきいきこども館、和東保育園での対応の協議、公共施設の利用制限の延長について集約させていただいたところでございます。

以上が、これまでの取組等の経過でございますが、和東町において昨日まで新型コロナウイルス感染症の発症事例がないのは、冒頭でも報告させていただきましたように、住民の皆さんが2か月以上にわたり、不要不急の外出自粛、いわゆる三つの密といわれる密閉空間、密集場所、密接場所を避けるなど、ご努力いただきました結果であります。

引き続き、住民の皆さんとともに新型コロナウイルス感染症の予防対策と感染防止に向けて努力をまいりますので、より一層のご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

第2回臨時会の開会に当たりまして、これまで取り組んできたご報告とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（小西 啓君）

議長より報告いたします。

監査委員より、令和元年度第11回・第12回の出納検査の結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は事務局にて御覧ください。

以上で、報告を終わります

日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（和東町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

承認第1号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

令和２年度税制改正大綱が決定され、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和２年３月３１日に公布、同年４月１日に施行されたことに伴い、関連する和束町税条例等の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分したので、今回提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

おはようございます。

続きまして、私のほうから、承認第１号のご説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

承認第１号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第１７９条第１項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和２年５月１９日 提出

和束町長 堀 忠 雄

めくっていただきまして、専決処分書でございます。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和２年３月３１日

和束町長 堀 忠雄

１．専決事項

和束町税条例等の一部を改正する条例

2. 専決理由

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が、それぞれ令和2年3月31日に公布されたことに伴い、和東町税条例等の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

続きまして、和東町税条例の一部を改正する条例の内容でございますが、多岐にわたりますので、あらかじめ議長のお許しをいただいております。

資料No.1の26ページでございます和東町税条例等の一部を改正する条例 概要によりまして説明をさせていただきたいと思っております。

26ページのほうをよろしく願います。

まず、改正理由でございますが、先ほど町長からの提案理由にもございましたように、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日に施行されたことから、法及び政令の改正にあわせて改正するものでございます。

2番といたしまして、改正の概要でございますが、まず、個人町民税の関係では、給与所得者・公的年金等受給者の扶養親族申告書への単身児童扶養者である旨の記載不要措置でございます。こちらにつきましては、条例の第36条の3の2及び第36条の3の3の規定でございます。

続きまして、固定資産税の関係でございますが、調査を尽くしても、なお、固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができる。その採決いたします。その旨を事前に使用者に通知するという内容でございますが、条例の第54条第2項・第5項の改正でございます。

もう一つが、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現

に所有している者（相続人等）に対し、指名・住所等賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定でございまして、条例の第73条の3の改正でございます。

次に、たばこ税でございますが、課税免除の適用に当たって、課税免除事由に該当することを証するに足りる書類の保存を前提に、申告書への当該書類の添付を不要とする内容でございます。条例の第96条第2項・第3項の規定の改正でございます。

その他法律、政令改正により条項番号に変更やズレが生じたことに伴います整理及び改元に伴います対応でございます。

改正条例の施行日は、令和2年4月1日でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

今ご説明いただきました。それでですね、現在、本町におきまして所有不明者の土地、筆数、それから面積ですね、そういった面積はどのくらい把握しておられるのか、その点、お伺いしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

所有者不明といいましても、いろんな対応があるかと存じます。以前の登記簿上の所有者が誰々ほか百何名とか、それもかなり昔の登記であれば、相続人をたどっていくのはほぼ不可能に近い状態のものもありますし、死亡されて相続が発生したとして

も、相続人全員が相続放棄等をされてまして、結局、相続人がいないというものもございしますが、そういったものを合わせまして、土地では13万4,089平米でございます。それに対します評価額というのが420万円ということになります。

あと、税額につきましては、土地と家屋と合算して計算しているのですが、分けてというのは、今、資料では持っておらないんですけども、免税点未満のものもございしますので、それは税額には出てこないんですが、今年度の課税でいきますと、税額としては1万9,800円になります。

以上でございます。

○議長（小西 啓君）

岡田議員。

○7番（岡田泰正君）

たくさん面積が今ありまして、驚いているんですけども、やはり高齢者がこれからふえてきて、子供たちが拡散して行って、ますますこれから土地不明と、あえて相続をされないというふうな土地がこれからますますふえてこようと思うんですけども、本町におきましては、今、数字をいただきましたけれども、これについての今後の予想について計画、あるいは考え方をどのようにお持ちなのかお聞かせください。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

すみません、先ほどの質問で筆数をお答えしてなかったと思うんです。筆数としては、土地30筆でございます。

あと、今後の方針なんですけれども、死亡された場合には、登記がされないということでしたら、相続人調査をさせていただきまして相続人を確定し、複数おられたら複数全員に通知を送らせてもらおうと。その中の代表の方に納付書も含めて送らせてい

ただいで納付いただくということは今現在もやっておりますが、ただ、それをしてても相続人がいないという、今、言った30筆のうち27筆については相続人がいないというのが分かっているものでございます。そういったものは恐らく今後もふえていくだろうというふうに思います。

相続放棄をされなければその方が相続人ということで課税させていただくんですが、その辺、死亡されたときにある程度移転の説明というのは届け出るかと思えます。町外の方でしたら届けもこちらに来ないので、なかなか分からないというのがあるんですけれども、その辺、調査を尽くして対応していきたいと思えます。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

やはり不明者をなくすというふうに、亡くなられた方から死亡届が出ますね。そうすると、その方によって相続のフォローしていく、どのようにしていくということで人員をそこで把握しておく。そして、対応していく一つのひもつきをしておくことが非常に大切であろうと思うんです。

そのようなことは前にもこの議会の中でいろいろと相続に関してご意見をいただいたところであるんですけれども、その中で優先順位、あるいは調査フロー、そういったことを今まで徹底的にされていたかどうか。

これについていろいろ問題はあろうかと思えます。時間的な問題があるし、それからマンパワー、ノウハウの人員の、そういった調査をする方の人員の確保という問題もあろうと思えます。そういったこと、それから税機構のほうに納税用紙が移りますので、その後、どうしてもくってしまった後、相続に対するフォローというものがなかなか本町の課においてはできにくい状態になっているんじゃないかと思うんですけれども、その辺との兼ね合いについてはどのようなキャッチボールをされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

まず、相続人の調査でございますが、私は平成28年度から担当しておるんですけども、それ以降ぐらいからなかなか件数はさばけないんですけども、死亡というのを把握して、例えば、通知が届かないとかいった時点で調査に入りまして、戸籍謄本を取り寄せたり、住民票を取り寄せたりして追っていくという作業を、地道な作業なんですけれども、やっております。

あと、それでも住民票を置いたままそこにおられないということになりますと、なかなかそこから先には行けないというもどかしさは感じております。それは税機構も同じであろうかと思えます。その辺、また連携して、税機構は税機構で調査のコネクションというか、持っておるかと思うんですけども、連携して取り組んでいきたいと思えます。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

それでは、最後になりますけども、相続される場合相続をされる方が確定すればいいんですけども、確定するまでになかなかはっきりと、誰が誰をどのような形で相続ということが決まらない場合もあろうかと思うんですよね。そういったときにやはり相続人代表者届というものを一つの制度としてありますので、そのような方法はとっておられるのかおられないのか、その点はいかがですか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

死亡届を出された後、出されたときはなかなか忙しいですけれども、一定お渡ししている書類、こういうものをそろえてまたお越しく下さいということでご案内している書類がございます。その中に税の関係の書類もございまして、相続人代表届、これは従前からお渡ししているものでございます。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて（和東町税条例等の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（和東町税条例等の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認されました。

議員の皆さん、職員の皆さんにお願いいたします。

マスク着用で発言しにくいと思いますが、大きな声ではっきりと発言していただきますようよろしくお願いいたします。無理を言いますが、よろしくお願いいたします。

日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（和東町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

令和2年度税制改正大綱が決定され、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布、令和2年4月1日に施行されたことに伴い、関連する和束町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、今回提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

それでは、私から、承認第2号につきましてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月19日 提出

和束町長 堀 忠 雄

めくっていただきまして、専決処分書でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和2年3月31日

和束町長 堀 忠 雄

1. 専決事項

和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

2. 専決理由

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和2年3月31日に公布、令和2年4月1日に施行されることに伴い、和東町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましても、議長のお許しをいただいておりますので、資料No.2の6ページでございます和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 概要によりまして説明をさせていただきたいと思っております。

まず、改正理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布、令和2年4月1日に施行されたことから、法及び政令の改正にあわせて改正するものでございます。

2番として改正の概要でございます。

まず、第2条の課税額の部分でございます。

課税限度額の引上げということで表をつけております。

基礎課税額につきましては、現行61万円が改正後63万円に、後期高齢者支援金等課税額につきましては、現行19万円、こちらにつきましては据置きでございます。介護納付金課税額、現行16万円が改正後17万円でございます。合計いたしますと、現行96万円が3万円上がりまして改正後が99万円という改正でございます。

また、第23条の国民健康保険税の減額の部分でございます。

減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更ということで、まず、第2条の改正に伴う改正の部分がございまして。また、5割減額の対象となる所得の算定において、

被保険者の数に乗すべき金額、現行が28万円が改正後28万5,000円に、また、2割減額の対象となる所得の算定において、被保険者の数に上手べき金額、現行51万円が改正後52万円という内容の改正でございます。

改正条例の施行日につきましては、令和2年4月1日でございます。

以上です。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それでは、まず一つは、今回の課税限度額の引上げということがされておりますけれども、これによって影響を受ける所得層というのは、家族数とかいろんなことで変わってはきますけれども、大体どういう所得層に新たな影響があるのか、また、一応想定している、これによる課税額の増加、また課税する被保険者の人数等はどのように想定されているのでしょうか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

すみません、所得層については、今、資料を持ち合わせておりませんが、影響を受ける世帯数をお答えさせていただきます。

影響を受ける世帯としては2世帯でございます。影響といいますのは、今まで限度額96万円であった方が9万円には満たないけれども、その分が上がってしまうと。正味上がってしまうという意味でのご質問だと思うんですけれども、それが2世帯でございます。

金額としては、1世帯が4千559円、もう1世帯が1,200円で、計5千75

9円でございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それと、今回もう一つ、法定軽減の関係だと思えますけども、5割軽減、また2割の減額の対象になる、そういった算定する金額が変更になっておりますけども、これによる新たに減額の対象になる世帯、また人数ですね、どの程度想定されてますか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

今まで軽減がなかった世帯が2割軽減になるという世帯につきましては4世帯で、人数が、被保数が10名ですね。軽減額としては10万4,240円。こちらにつきましては、本年度の当初課税がまだですので、昨年度の数字をベースに申し上げております。先ほどの限度額についても同様でございます。

それと、2割軽減が5割軽減になるという世帯につきましては、こちらは対象はございません。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それでですね、今度の改正自身の中心点はそれでありまして、あわせて、やはりコロナウイルスの感染拡大の中で、いわゆる国保というのは被保険者の影響というのは大変大きくなっていると。和束町は国保の世帯が大変多い、比率が高い町でもあ

りますから、そういう意味ではいろいろと影響を受けている世帯も多いと思うんですけども、その上で確認したいんですけども、この間、国のほうからコロナウイルスの関係で、国保税の減免について、4月、また5月に通知が出されております。その内容はどのようなものですか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

国のほうから示されている概要でございますが、それに基づきまして、今現在、国保税の減免要綱の改正に着手してございまして、まだまだ調整しないといけないところがございますので、まだ改正には至ってないんですが、国が示した基準に基づきましての改正を考えております。

まず、保険税の減免の対象となる方、世帯等でございますが、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯、こちらについては全額が減免ということで示されております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる者の事業収入、不動産収入、山林収入、また企業収入、これらを総称して事業収入等の減少が見込まれ、さらに要件が三つございますが、それは全て該当するということが、事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること、前年の合計所得金額が1,000万円以下であること、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること、これら全てに当てはまる世帯については、減免の対象となるということでございます。

減免の対象となる保険税でございますが、令和元年度につきましては、9期・10期分、令和2年度につきましては1期から10期分が対象となります。それから、減免の割合でございますが、先ほど申し上げた最初の条件に当てはまる主たる生計者の

死亡または重篤な傷病につきましては全額、それから二つ目に要件が三つあると申し上げました世帯につきましては、収入の減少割合に応じた形で対象の保険税額を算出し、さらに、前年の合計所得の金額によりまして減免の割合が計算されるということで、全額免除から10分の8、10分の6、10分の2ということで、5段階の基準が示されております。

以上でございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

今、言っていただきましたような形で、いわゆる国のほうで財源措置もしていくということで言われているやつですけども、5月1日付の通知のほうでは、そういった基準を踏まえて、できる限り速やかに保険税の減免に係る周知・広報や申請受け付けを開始していただけますようお願いいたしますということと、それから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、申請者が直接窓口に来ていただかなくても済むよう、郵送やオンラインにより申請を受け付け、必要に応じ、電話等で事実確認をする等の方法もご検討いただくようお願いいたしますというふうな通知になっているようでもありますけども、まず、今まだ要綱の改正に取りかかっているという話ですけども、速やかに改正して提携できるようにするし、こういった制度があるということとを被保険者に速やかに周知徹底するということが求められているというふうに思うんですけども、それは1日の通知からでも20日近くたとうとしておりますけども、いつからこれを適用し、周知のほうはどのようにされるんですか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

国の通知からもありますように、できる限り速やかということでは頑張っただけで改正に着手しているところでございますが、昨年との収入の比較につきまして、例えば農家さんでしたら、今まだ一番茶が始まったばかりで収入というのがなかなか分からない状況であり、どんだけ減るか見込みも今現在では多分立てられないのではないかなというように思います。恐らく一番茶の状況が分かるのは6月の当初課税の頃かなというふうに思いますので、当初課税の通知を送らせてもらうときに減免のチラシを入れるなりして周知に努めたい。また、それとあわせまして、ホームページ等でも広報していきたいというふうに考えております。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

農家さんの例ということもありましたけども、国保の被保険者は農家だけじゃなくて、いろんな事業所であるとか、年金生活者であるとか、様々おられるわけです。ですから、もちろん農家についてもこれからどうなっていくのかということが分かってくにいても、やはりそういう制度があるというものをいち早く周知して、そういったことの対象になり得るのかどうかということが分かるように早く知らせていくということが、今、町がすべきことだと思うんですね。

私はいつから適用できるようにするのかということを行いましたけども、6月の納税通知の発送となれば6月でしょう。それは大変遅いと思うんですね。ですから、やはりできることは早くしてしまうという意味では、納税通知の発送は別にしても、直ちに周知を始めるということはしていただきたいと思うんですけども、それはできますか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

元年度分はあるとは思いますが、2年度分につきましては税額自体がまだ決まっていない状況でございます。農家さん以外、小売等の方につきましては今からでも見込みが立てれるのではないかとということでございますが、それも含めまして、できる限り速やかに、おっしゃいました、こういう制度があると、コロナ対応ではない通常の減免もありますけれども、そういったことにつきましては改めて広報の機会を持つようにしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

最後にしますけども、はっきり言って対応遅いと思うんですね。これはこういう問題だけじゃなくて、そういった暮らしに関わる制度の周知というのは、本町では本当にほとんどされてないですわね。あとでまた補正予算のときでも言いますけども、この間、そういった制度がちゃんとあるということ、自分が適用できるかどうか分かる時期がいつかとか、そんなことはいろいろありますけども、今せっかくこうやって一応、国とかしてもそういった制度を整えてやろうとしているわけですから、一番窓口になる町のほうでそういった制度そのものをいち早くちゃんと知らせると。そういうものがあるってことを知ってるか知らないかでもかなり違うわけですから、それは迅速に周知徹底をまずしていただきたいというふうに思いますので、そこはやはり早くやっていただきたいと。これは町長に最後答弁いただけますか。

○議長（小西 啓君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今ご質問ありますように、全て住民の立場に立って早くするものであれば早くやっ

ていくというのは、これは原理原則であろうというように思っております。

ただ、この件につきましては、先ほど課長からも答弁いたしておりますが、和東町では軽減措置というのはこれだけじゃなしに、ほかもたくさん持っております。そして、課税自体がこれから令和2年度やっていく。今までにはこうしたことがそうしたときに一緒に案内をさせていただいておると、こういうことでありました。先ほど課長の答弁でも、今ご質問いただきながら、できることについては速やかに対応していきたいと、こういうことありますので、第一、第二のお知らせを早く住民にさせていただくと、これは大事であろうというようには考えております。

これだけじゃなしに、コロナ対策で申し上げるならば、各課に多岐にわたってきております。こうした対応をどうしていくか。これから国の動きも、京都府の動きも、そして決まってくるものもたくさんあるわけでありまして。それとあわせて、先走ったことはできませんので、それを見定めてからいかなきゃならないという制度もあるわけでありまして。こういうこと一つ一つの事業を、今、岡本議員が言われますように、まずは住民に基本的には早く知らせようと。しかし、知らずのは難しい。混乱を招くというよりも非常に困難な場合もあるわけですが、気持ち的にはそういうことは大事であります。しかし、一つ一つ施策の中で対応し得るものとできないものが、また、遅い部分があるわけでありまして、そういったところもご理解いただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、できる限りの努力はしていくべきだと。また、そのことがコロナ感染拡大防止につながるものだと信じて頑張ってもらいたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は原案のとおり承認されました。

日程第6、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（和東町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年4月30日に公布、施行されたことに伴い、和東町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、今回提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

続きまして、私のほうから、承認第3号につきましてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月19日 提出

和東町長 堀 忠 雄

めくっていただきまして、専決処分書でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和2年4月30日

和東町長 堀 忠雄

1. 専決事項

和東町税条例の一部を改正する条例

2. 専決理由

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年4月30日に公布、施行されたことに伴い、和東町税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

和東町税条例の一部を改正する条例でございますが、こちらにつきましても議長のお許しを得ておりますので、資料No.3の5ページでございます和東町税条例の一部を改正する条例 概要によりましてご説明申し上げます。

まず、改正理由でございますが、提案理由にもありましたように、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一

部を改正する省令が令和2年4月30日に公布、施行されたことから、法律及び政省令の改正にあわせて改正するものでございます。

続きまして、改正の概要でございます。

第1条による改正と第2条による改正に分かれております。

まず、第1条による改正でございますが、固定資産税のほうでは、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置【附則第10条】の改正でございます。

新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1またはゼロとするものでございます。

2分の1またはゼロの基準でございますが、令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が前年の同機関と比べてでございますが、30%以上50%未満減少している者につきましては2分の1、50%以上減少している者につきましてはゼロということで課税標準を減額するという形になります。

もう1点につきましては、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充ということで、こちらにつきましては、附則第10条の2第28項の追加でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援するため、令和2年4月30日から令和3年3月31日までの間に生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に該当する一定の家屋及び構築物について、当該家屋及び構築物に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間は固定資産税の課税標準をその価格にゼロを乗じて得た額とするという内容でございます。

続きまして、軽自動車税でございますが、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長ということで、こちらにつきましては、附則第15条の2の改正でございます。

内容といたしましては、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするという内容でございます。

三つ目といたしまして、徴収の猶予制度の特例ということで、こちらにつきましては、附則第23条の改正でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例を設けるという内容でございます。

第2条による改正でございます。

その他ということで、個人の住民税に係るものでございますが、イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る対応ということで、附則第24条の関係でございます。

所得割の納税義務者が、一定の入場料金等払戻請求権の放棄を一定の期間内にした場合には、その放棄をした日の属する年中にその放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額の合計額の寄附金、限度は20万円でございますが、寄附金を支出したものとみなして、個人の町民税の寄附金税額控除について、町民税に関する規定を適用するという内容でございます。

もう1点につきましては、住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応ということで、附則第25条の関係でございます。

個人の市町村民税の住宅借入金等特別税額控除について、その適用期限を令和16年度分の個人の町民税まで延長するという内容でございます。

改正条例の施行日でございますが、第1条の改正につきましては4月30日、第2条の係る部分につきましては令和3年1月1日ということでございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（和東町税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（和東町税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認されました。

会議の途中でありますが、ただいまから10時40分まで休憩させていただきます。

休憩（午前10時30分～午前10時40分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（和東町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

承認第4号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の国内感染拡大防止の観点から、和東町国民健康保険の

被保険者であって被用者が新型コロナウイルス感染症感染または感染が疑われる場合に、休みやすい環境整備として傷病手当金を支給するため和東町国民健康保険条例の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、今回提案をさせていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

それでは、承認第4号のご説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月19日 提出

和東町長 堀 忠 雄

めくっていただきまして、専決処分書でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和2年5月1日

和東町長 堀 忠雄

1. 専決事項

和東町国民健康保険条例の一部を改正する条例

2. 専決理由

新型コロナウイルス感染症の国内感染拡大防止の観点から、和東町国民健康保

険の被保険者であって被用者が新型コロナウイルス感染症感染または感染が疑われる場合に、休みやすい環境整備として傷病手当金を支給するため和東町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

和東町国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容でございますが、こちらにつきましても議長のお許しを得ておりますので、資料No.4の3ページに和東町国民健康保険条例の一部を改正する条例 概要を載せておりますので、そちらによりまして説明をさせていただきたいと思っております。

まず、改正理由でございます。

国民健康保険には様々な就業形態の被保険者が加入されております。しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症対策については、国内で感染が拡大しつつあり、そのさらなる感染拡大をできる限り防止するためには、労働者が感染した場合あるいは発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含みますが、そういった場合に休みやすい環境整備が必要であるとの改正理由でございます。

改正の概要でございます。

和東町国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合(発熱等の症状があり感染が疑われた場合も含みます。)に、その療養のため労務に服することができなかつた期間について、一定の要件を満たしている場合、傷病手当金を支給するということでございます。

まず、対象者でございますが、下記の1から3全てに該当する方ということで、まず1として、和東町国民健康保険の被保険者の方、2番として、お勤め先から給与の支払いを受けている方、いわゆる被用者でございます。新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができなかつた方、この全てに該当する方が対象でございます。

支給対象日数でございますが、労務に服することができなかった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日数、これが支給対象の日数となります。

支給額でございますが、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額に3分の2を掛けまして、さらに支給対象となる日数を掛けます。給与等の全部または一部を受け取ることができる場合は支給額が調整され、あるいは支給されない場合もございます。

適用期間でございますが、令和2年1月1日から令和2年9月30日の間で、療養のために労務に服することができない期間が適用期間となります。ただし、入院されてそれが継続する場合等は、最長1年6か月までという内容となっております。

改正条例の施行日につきましては公布の日ということで、令和2年5月1日でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

今回いわゆる今まで適用がなかった傷病手当について、新型コロナウイルス感染症対策として、今回、一定緊急的に適用するという事になっているわけですが、今回の対象については、基本的に被用者のみとなっておりますけれども、その辺の対象についての考え方はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

まず、国民健康保険の被保険者であって被用者に限るとしている理由でございますが、まず、被用者につきましては、アルバイト等を想定しております。アルバイトにつきましては、出勤日数がそのまま給料なりに反映されると。この新型コロナウイルスに感染、あるいは感染の疑いがあることがそのまま収入の減に影響してしまうということでこの手当を支給するということでの考え方でございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それとそれの一つとしてカバーすべきことだと思うんですけども、ただ、改正理由の初めにありますように、国民健康保険には様々な就業形態の被保険者が加入しているというふうになっております。

例えば、いわゆる国民健康保険というのは個人事業主等も含まれるわけですけども、単に農家であるとか個人事業者ということに限らず最近の働き方の関係の中で、いわゆるフリーランスであるとか、誰かに雇われていないけども、自分で個人事業主として看板を上げて、それでウーバーイーツとかありますけども、配送サービスであるとかということでやられている方もおられますけども、そういう方も含めて身分的に保証のない方というのが大変問題になっております。そういった方も含めて、様々な就業形態の方が加入している国保ということであれば、単に被用者だけを対象にするんじゃなくて、広く被保険者を対象にするということが必要になっているんじゃないかと思うんですね。

今回は被用者のみだけが対象になってますけども、今後広く被保険者全体に適用するという見直しをぜひやっていただきたいというように思いますのと、それともう一つ、適用期間についてですけども、一応、令和2年1月1日から9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間となっておりますけども、まだ感染自身が収まってないと。今後2波、3波と町長も初めに言われましたように、今後第2波、

第3波というのが来る危険性は大変大きいという状況がある中で、こういった適用期間自身も多分見直されるんじゃないかと思うんですけども、その辺の見通しについても答弁をいただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

まず、対象者の見直しについてでございます。

見直しと申しますか考え方、個人事業主、あるいはフリーランスとか、今ご質問の中で出ていましたが、それらも含めて、個人事業主というとらえ方ができるかなというふうに思います。それらの方につきましては、それらの方と違って被用者の方につきましては休んだ期間を取り返すということが不可能でございますので、いわゆる勤務の形態として弱い立場の方を救済するということでこの傷病手当の対象を被用者に限定しているところでございますが、この終息なり感染拡大の状況によりまして、これも国の示した基準ということでもございますけれども、その中で違ってくるようであればそれなりの対応はできるかなというふうに考えております。

また、適用期間につきましても今と同様で、終息の状況、徐々に徐々に感染者数は減ってきているとはいえ、第2波、第3波ということのおそれもございますので、その状況によってまた変わってくる可能性もございますので、そのときどきで対応は可能であるというふうに思います。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

今、なぜ被用者だけなのかという部分でいうと、より立場の弱い方という方を対象に救済していくということ、それ自身は大変大事なことで、必ず迅速にやっていただ

きたいと思うんですけども、ただ、やはり国保の個人事業主等といっても、基本的に皆さん大変弱い立場である人がほとんどだと思うんですね。いわゆる今回の様々な中でたちまち事業がしんどくなっていくと、生活が大変になっていくという方ばかりですから、国の動向もありますけども、やはり町としても保険者としてそういった方を救済していくという立場で今後見直しを図っていただきたいと、これは要望しておきたいと思います。

以上です。

○議長（小西 啓君）

ほか質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（和東町国民健康保険条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（和東町国民健康保険条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認されました。

日程第8、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（和東町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

承認第5号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が令和2年4月24日に専決処分され令和2年5月1日に公布されたことに伴い、和束町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、ここに提案させていただきます次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

続きまして、承認第5号のご説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いたします。

承認第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月19日 提出

和束町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、専決処分書でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和2年4月24日

和束町長 堀 忠雄

1. 専決事項

和東町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

2. 専決理由

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が令和2年4月24日に専決処分され令和2年5月1日に公布されることに伴い、和東町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

和東町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

和東町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第8項から第13項までの傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

めくっていただきまして、資料No.5として、和東町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表をつけております。御覧いただきましたとおり、条例の第2条におきまして、町に行う事務というのが現行では第1号から第8号まで規定されております。第8号を第9号に繰下げ、第8号として広域連合条例附則第8項から第13項までの傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受け付けを町において行う事務として追加する内容の改正でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（和東町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（和東町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認されました。

日程第9、議案第22号 「暮らしの資金」貸付基金設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

議案第22号の提案理由を申し上げます。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大による社会情勢の変化により失業及び休業等の影響で、世帯収入が減少する世帯が増加することによる、暮らしの資金貸付事業への申込世帯の増加に備えるため、当該基金の額を増額すべく本条例の一部を改正するものでございます。

重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

福祉課長（北 広光君）

おはようございます。

それでは、私からは、議案第 2 2 号の説明をさせていただきます。

議案第 2 2 号

「暮らしの資金」貸付基金設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 1 9 日 提出

和束町長 堀 忠 雄

資料を 2 枚めくっていただきまして、資料 N o . 2 2 の裏面のほうでございます。

議長のお許しを得ておりますので、概要によりまして説明させていただきます。

「暮らしの資金」貸付基金設置条例の一部を改正する条例 改正概要

1 改正の背景

新型コロナウイルスの感染拡大により、失業及び休業等による収入が減少する世帯が増加している状況であることを受け「暮らしの資金」貸付事業を利用される世帯の増加が予想されることから、申込者の増加に備えるため当該貸付基金の額を増額する必要がある。

2 改正概要

基金の額を現行の 3 7 0 万円から増額し、6 7 0 万円とするもの

3 施行期日

公布の日から施行

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

岡本議員。

○8 番（岡本正意君）

今、課長の説明から、今回の感染拡大の中で失業や、また減収等の中でこういった貸付を受ける方がふえるんじゃないかということ想定して基金を上積みしていただくということなんですけども、実際、今、くらしの資金の貸付状況というのはどういうふうになっているのか、また、先立って、今、社協を窓口にして、いわゆる緊急の小口資金というものがかなり全国的にも、また町としても利用されているというふうに伺っておりますけども、その辺の今の状況について分かる範囲で説明いただきたいと思えます。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

現段階におきまして、くらしの資金を新型コロナウイルス感染症の関係でご相談頂いたことは今のところございません。といいますのが、今、岡本議員からの質問の中にもありましたように、社会福祉協議会のほうでの貸付、そちらのほうに皆さん行っ

ていただいているということでございます。

社会福祉協議会のほうでは緊急の小口の資金と、また総合支援資金というような形で貸付をしていただいているということ聞いております。現段階、私が承知している分につきましては、新型コロナウイルス感染症の関係では、今、緊急小口資金のほうで4件、この4件のうち3件につきましては、貸付の上限の20万円ということで、20万円のほうを3件貸付されていると。また、通常枠の10万円以内という枠の中の10万円につきましては1件、また総合支援資金のほうにつきましては、20万円が2件借受けされているというふうに報告を受けております。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

社協のほうに、一定、前にそういった状況も伺ったりして、本町の状況としては、いわゆるある意味、問合せもあつたりとかする中で、関心が高い状況があつたというふうに聞いております。

全国的には大変申請が殺到して、申請しても実際に給付を受けられる期間が大変後になってしまうというような自体も生まれているということもあります。やはり今後とも社協のそういった緊急小口資金にしましても、周知の方法については極力簡素化して、分かりやすいようにするようにと国からもありますし、また申請の方法についても、いわゆる単に窓口に来てというだけじゃなくて、郵送等も含めて簡素にできるような形も取り入れるようにということでは言われております。

そういうことも含めまして、今回、くらしの資金の制度の内容も含めて、今後ちゃんと内容を知らせていくということが、今、大変大事になっていると思います。そういった制度を使えるんだけど知らないとかいうような方が多く残されている面もあると思いますので、今後、広報のほうを強めていただきたいと思うんですけども、具体的にはどのようにされますか。

○ 議長（小西 啓君）

福祉課長。

福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今、岡本議員からありましたように、確かに、うちのほうの広報につきましては、特に社協のほうのものにつきましては、広報紙の一部チラシのほうとかで入れさせてもらっているところもあるんですけども、やはり弱いという面は否めないところもあるかと思いますが、ホームページなり町の広報のできる限りの方法を使いまして、住民さんには周知していった中で、より利活用しやすいような制度としていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

ほか質疑ありますか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第22号 「くらしの資金」貸付基金設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第22号 「くらしの資金」貸付基金設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第23号 令和2年度和東町一般会計補正予算（第1号）、議案第24号 令和2年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、以上2件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第23号及び議案第24号の提案理由を申し上げます。

議案第23号 令和2年度和東町一般会計補正予算（第1号）は、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急経済対策として、特別定額給付金事業、子育て世帯への臨時特別給付金、休業要請対象事業者支援給付金事業、茶源郷和東生活応援商品券事業、感染拡大防止に係るマスク等の整備、「く

らしの資金」貸付基金の増額等において

議案第24号 令和2年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、事業勘定における新型コロナウイルス感染症に感染したことにより労務に服することができなくなった者に対する傷病手当金において

それぞれ予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうからは、議案第23号について説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第23号

令和2年度和束町一般会計補正予算（第1号）

令和2年度和束町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億2,550万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億1,810万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月19日 提出

和束町長 堀 忠 雄

1枚めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正になります。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

15款国庫支出金、2億2,552万2,000円、3億9,773万2,000円、

6億2,295万4,000円。

19款繰入金、2億5,159万4,000円、2,776万8,000円、2億7,936万2,000円。

歳入合計、32億9,260万円、4億2,550万円、37億1,810万円。

続いて、歳出でございます。

こちらのほうも、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

2款総務費、7億3,874万5,000円、3億8,584万1千円、11億2,458万6,000円。

3款民生費、6億9,335万5,000円、646万4,000円、6億9,981万9,000円。

6款商工費、7,600万9,000円、2,596万6,000円、1億197万5,000円。

8款消防費、2億1,843万1,000円、722万9,000円、2億2,566万円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和2年度和束町一般会計補正予算（第1号）No.23により説明申し上げます。

1ページから4ページまでにつきましては議案書と重複しますので、省略をさせていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額3億8,584万1,000円でございます。

これにつきましては、1節総務管理費補助金ということで、特別定額給付金給付事業費補助金3億8,250万円、同じく、特別定額給付金給付事務費補助金334万

1,000円でございます。

同款、同項、2目民生費国庫補助金、補正額346万2,000円でございます。

これにつきましては、2節児童福祉費補助金で346万2,000円。

主なものにつきましては、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金といた
じつして282万円計上させていただいております。

同款、同項、6目消防費国庫補助金、補正額が722万9,000円でございます。

1節消防費国庫補助金ということで722万9,000円、これについては新型コ
ロナ対応地方創生臨時交付金（感染拡大防止）分に係る部分でございます。

同款、同項、8目商工費国庫補助金、補正額120万円でございます。

1節商工費補助金で、これにつきましても新型コロナ対応地方創生臨時交付金12
0万円を計上させていただいております。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で補正額2,776万8,
000円でございます。

1節財政調整基金繰入金を計上させていただいているところでございます。

続いて、7ページ、8ページをお願いいたします。

続いて、歳出でございますが、これにつきましては主なものを説明させていただき
ますので、よろしくをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、15目特別定額給付費、補正額3億8,584万1,
000円でございます。

主なものにつきましては、3節職員手当等ということで時間外手当50万円、10
節需用費で45万5,000円、役務費で通信運搬費等68万8,000円、また18
節負担金補助及び交付金ということで特別定額給付金3億8,250万円、4月27
日現在の住民基本台帳に基づきます計算した金額でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額300万円ございま
す。

これにつきましては、27節繰出金ということで、「くらしの資金」貸付基金繰出金でございます。

同款、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費で補正額が321万2,000円。

これにつきましては、子育て世帯への臨時特別給付金でございます。主なものにつきましては、18節負担金補助及び交付金で282万円、子育て世帯への臨時特別給付金でございます。

続いて、6款商工費、1項商工費、1目商工振興費で補正額2,596万6,000円でございます。

主なものにつきましては7節報償費120万円、これにつきましては休業要請対象事業者支援給付金でございます。

18節負担金補助及び交付金といたしまして、2,203万9,000円、茶源郷和東生活応援商品券補助金ということで計上させていただいております。

8款消防費、1項消防費、5目災害対策費で補正額722万9,000円でございます。

主なものにつきましては、10節需用費ということで、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等ということで、予防用マスク、消毒液、非接触型の体温計の購入を予定させていただいております。

同じく、17節備品購入費でございますが、役場庁舎窓口用のアクリルパーテーション費用ということで34万円計上をさせていただいております。

11ページ以降につきましては、給与費明細を載せさせていただいておりますので、お目通しのほうをよろしくお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

続きまして、議案第24号につきましてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いたします。

議案第24号

令和2年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和2年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,020万円とする。

2 業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月19日 提出

和束町長 堀 忠 雄

めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

4款府支出金、5億1,382万3,000円、20万円、5億1,402万3,000円。

歳入合計、6億9,000万円、20万円、6億9,020万円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

歳出も款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

2款保険給付費、4億9,301万9,000円、20万円、4億9,321万9,000円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料No.24、予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

1 ページから 4 ページは議案書と重複しておりますので、説明を省略させていただきます。5 ページ、6 ページをよろしくお開きくださいませ。

まず、歳入でございます。

4 款府支出金、2 項府補助金、1 目保険給付費等交付金、補正額 20 万円。

2 節特別交付金で特別調整交付金分（市町村分）として 20 万円でございます。

めくっていただきまして、歳出でございます。

1 款保険給付費、8 項傷病手当金、1 目傷病手当金、補正額 20 万円。

1 8 節負担金補助及び交付金で 20 万円でございます。先ほどご承認いただきました条例改正に基づくものでございます。

以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

井上議員。

○6 番（井上武津男君）

今回の新型コロナウイルス感染症において、国の緊急事態宣言を受け、町民の皆様には大変な苦勞と心配をおかけしております。幸いにも我が町においては、今日現在一人もこの感染症にかかっていないことに安堵しております。皆様方 1 人 1 人が注意を払っていただき、感染防止に努めていただいていることに感謝申し上げます。

それでは、私の質問に移らせていただきます。

今回の国民 1 人 1 人の 10 万円給付についての趣旨についてお尋ねいたします。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

総務課長（岡田博之君）

はい、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、この特別定額給付金の目的でございますが、新型コロナウイルス感染症緊急

経済対策、これにつきましては、本年4月20日に閣議決定されたものを受けまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言のもと、生活の維持に必要な場合を除き外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場を初めとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との戦いという国難を克服しなければならないと示されております。

これを受けまして感染防止に留意しつつ、簡素な仕組みで、迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的に創設されたものでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

井上議員。

○6番（井上武津男君）

これに関連して特措法が出されました。このことについて少し詳しくお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

新型インフルエンザ等特別措置法の関係でございますが、町長、諸般の報告で冒頭申し上げましたように、3月14日に公布をされまして、和東町におきましては3月16日付で和東町の特別対策本部を設置させていただいたところでございます。

この新型インフルエンザ特別措置法の関係でございますが、和東町といたしまして実際に行動を起こすという内容でございますが、基本的に国内のいずれかの地域において、今回につきましては、新型コロナウイルス感染症が発生し、国が緊急事態を宣言したときにつきましては、和東町におきましても条例に基づき対策本部を設置する

ことになっております。

内容につきましては、町民への情報共有、また発生時における住民への説明、それと防災無線、ホームページを活用して情報提供体制の整備に努めることとなっております。

また、予防蔓延防止ということで、それぞれの市町村において流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図ると。時間的に時間を確保するという意味合いがなされているものでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

井上議員。

○6番（井上武津男君）

この特措法の中で10万円の寄付に対して差押えや税などの徴収の強要はしてはならないとされております。このことは全ての徴収業務に当たっている職員に周知されているのか、この点についてもお聞きしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

税の関係でございますが、徴収の猶予という制度がございますので、そちらのほうを今でしたら4月に固定資産税の当初課税の通知を送っておりますが、徴収猶予のご案内を入れさせていただいております。

また、税機構の関係でいいますと、特別といえますか、コロナ対応に関連した対応をとるといって、換価猶予なりの措置がとられるということがございます。

○議長（小西 啓君）

井上議員。

○6番（井上武津男君）

私、お尋ねしているのは、いわゆる職員皆さん全部に関して、この10万円が入ったら、これで税金を納めてくれたらいいの違うのかと、そういうような言い方をされているのか、そういうことなんですよ。そういうことがあるかどうか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今回、コロナ対策の問題ですが、先ほど私もお挨拶や報告で申し上げましたように、これについては対応を間違わないようにやっていくというのは、これは大事な話です。そういう意味で、早くから調整会議を持ちまして、これは担当課長全ての所属するところのトップでお互いに調整会議を持ちました。そして、対策本部を設けられたときには、法律が施行されて本部会議にかえて、今、井上議員が言われるような出されてくる内容、やはりお互いに共有し、そして間違いがないように努めていこうということでやっておりますので、もちろん今、申される中では徹底して取り組んでいると、こういうことでございます。

○議長（小西 啓君）

井上議員。

○6番（井上武津男君）

建設事業課長、水道とか、そういう感じのほうの支払いについては、これを出してもらったらどうかということを職員が言ったことがあるかどうか。いわゆるそういうようなこと言ってもらっては困るんです。これは困窮されている方に出されているものであるから、職員全体にこのことは周知していただきたいと思います。

答弁をお願いします。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えします。

私のほうでは、そこのあたりのことについては周知をしておりません。

○議長（小西 啓君）

井上議員。

○6番（井上武津男君）

そういうことですので、できるだけ住民の方に対して、特に困窮されている方に対して、今回のこの10万円に対してはそのようないわゆる強要というものをされないようお願いしたいと思います。

それと、それとは違うことになりますけれども、今回、マスク500枚、消毒液10本と書いてますけれども、10本ぐらいのものですかね、需用費のこと。

○議長（小西 啓君）

井上議員、どの項目のどの辺のことですか。

○6番（井上武津男君）

前に補正予算の関連の概要だけ頂いたところがあるんですよ。それで、消耗品でマスク500枚、消毒液10本と書いてあるんですけども、これぐらいのものを導入されるのかなと思って、それでお尋ねしたんです。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

井上議員から質問がありましたのは、特別定額給付金の事業に係る分でございます。実際、和東町全体といたしましては、9ページ、10ページの消防費のほうの災害対策費で予算を計上させていただいております。これにつきましては、サージカルマス

クですね、これにつきましては住民向け4万枚、また小中学校の生徒さん向けに対しましては1万3,500枚の予算を計上させていただいております。マスクにつきましては、合計5万3,500枚です。

また、消毒液につきましては、庁舎窓口、公共施設用ということで60リットル、また、住民の方向けにつきましては100リットルの予算を計上させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

井上議員。

○6番（井上武津男君）

消毒液なんですけども、これは3種類ほどあると思うんですよ。エタノール、次亜鉛素酸ナトリウム、アルコール65%以上のものと、このうちのどのものをご利用なんでしょうか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

本日も議会の入り口のところに置かせてもらっているエタノールの消毒液を用意させていただこうというふうに考えているところでございます。

○議長（小西 啓君）

井上議員、まとめて言ってください。

○6番（井上武津男君）

このエタノールなんですけども、今、需要が高まって価格が上昇しているように思われますけれども、大体リットル当たりどれぐらいのもので購入されているんでしょうかね。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

総務課長（岡田博之君）

予算といたしましては、1リットル当たり3,000円ぐらいの値段がいたします。しかしながら、現在、総務課のほうで緊急的に用意をさせていただいているのは、JA京都やましる農協にお願いいたしまして、20リットル当たり8,800円の消毒液ですね、これを三つ今お願いをしているところで、ただ、納期につきましては約1か月かかるということでございますので、6月15日前後に入ってくる見込みになっているところでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

ほかの議員ございませんか。

村山議員。

○4番（村山一彦君）

1点だけお聞きしたいんですけども、10ページですけど、休業要請対象事業者支援給付金ということで120万円計上されております。この資料を事前に頂いている中で、補償費120万円、中小企業一事業者20万円、個人事業主10件10万円ということで書いているんですが、和束町が一人もまだいまだに感染者が出ておりませんので、私もどのような要請をされたのか。要するに、休めと言われたんか、どのような形をとられたんか、その辺をお聞きしたいんですが。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

個別で直接そのお店屋さんをお願いしたという部分ではなくて、京都府知事の中で要請内容に適合するということで判断していただいた業者が自主的にやっただけ

たということでございます。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

それでは、和東町内の小売店で日曜日は休ませていただきますというようなことが表に張っております。そういうこともこういう要請された影響だとしてよろしいんですね。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

京都府休業要請対策事業者支援給付金要綱ということございまして、この中に対象の事業主さんの内容が書かれております。特に、外国からインバウンドで来られる方で、お店屋さんが感染を危惧してお休みになられている方もございましょうが、一応、この給付金の対象になる方につきましては、給付金対象ということでございますので、ご理解、よろしくをお願いします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

まず、町長にお伺いしたいんですけども、今回の補正予算の中でコロナウイルスの感染拡大防止、経済対策ということで、今のありました1人10万円の給付金を初め京都府の支援金、または町独自の商品券の給付といったものが主に予算化されましたけども、やはり私は大変大事なのは、こういった一つ一つの給付ですね、これは一人残らず、漏らさずに最後まで町の責任において届け切るという姿勢等具体的な手だてが必要だと思っております。

その辺、町長に一つお聞きしておきたいのと、それともう一つは、既に今、国のほうでは2次補正の編成ということになっておりますけども、やはり町としても、国や京都府の動きも見ながらですけども、ただ、それ待ちにならずに、今度は地方創生の臨時交付金自身は町として5,400万円程度というふうに聞いておりますし、また、今回2千数百万円の基金の取崩しをされましたけども、それでもまだ今8億円以上の基金が財調に残っていると思うんですね。これは災害対応と同じですから、そういったことも含めて、今回の補正も踏まえて直ちに編成にかかっていたいただきたいと思っているんですけども、その辺、町長、答弁いただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

最初のご質問でございますが、当然こうした制度、一人も漏れ落ちずに対応していただくということは大事だろうと思っておりますので、今までから出ておりました周知は当然でございますが、そういうことに向けて、今後、十分注意しながら進めてまいりたいと、このように思っております。

それと、2点目のご質問ですが、ご質問にもありましたように、今回、臨時議会をお願いいたしましたのは、緊急性を要するということで弾一段といったら悪いんですけども、そういう意味の今回、緊急性のあるもので議会をお願いさせていただきました。

ここには独自の施策も入っておりますが、これは先ほどもご質問がありますように、京都府が出されている、先ほども出ていましたように、休んでいただいと京都府が出されたところにうちも同額を上乗せすると。また、国の10万円出てきている制度の中に、今、提案いただいておりますが、それだけやなしに、やっぱり困っておられる方もあり、また、いろんなところに手を差し伸べられる。これは金額的には少ない

わけでございますが、そうしていろいろご協力いただいたり頑張っていたいでいる人にこの気持ちを行政と一体となって一丸と取り組むという姿勢が大事です。

これから二波、三波に向けてやっていくためにも緊急性ということで出させていただきました。しかし、これで終わるんじゃないと思っております。当然、今、言うように、交付金の中にも内容がありますが、その辺はそういったこともあります、それやなしに、和東町としてこれからどういう形で考えていかなきゃならんかというのは、まだこれからも出てくるかなと、この辺がありますので、この辺も調整対策会議、いろんな連絡会議で何がいいかということをして庁舎内で協議し、そしてまた住民の皆さん方の声も聞きながら、今、進めていると、こういうところであります。

先ほど言われますように、基金がこれだということで、全部こうだというのはなかなかない。基金の目的はたくさんあるわけでございますが、しかし、そういうことやなしに、何が今、町として必要なかと。最低できるのはどこだろうかと。ここを十分見定めながら、また住民の声も十分真摯に聞かせていただきながら今後も対応してまいりたいと、このように思っておりますので、これは臨時議会というよりも、次の定例議会に向けてそういう方向でまとめていけたらなと、こういう方向で取り組んでいるところでございますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それでは、まず、定額給付金の関係ですけれども、この間、いわゆる申請書の送付については前倒しで15日から送っていただいたり、また一定、支給に当たっての手續の簡素化等にそれはそれで取り組んでいただいたことについては大変感謝したいというふうに思います。

その上で、先ほども言いましたように、今回4月27日付で住基に載っておられる

方ということで、3,825人を対象に給付をされるわけですけども、本当にこの3,825人を手のひらに乗せて、1人1人、また1世帯ごとに申請の有無、支給の有無を確認して最後まで見届けると、そういった体制が必要だと思うんですね。その辺で実際の相談窓口の設置であるとか、また、これに対する特別な体制ですね、必要な人員の確保、今回、会計年度任用職員の部分もあり、これは新たに雇用されるのかどうかも含めて、そういった体制をどう組まれるのかということが1点です。

それから、もう一つは、やはり周知ですね。防災無線等でもありますけども、周知をどういうふうにされていくか、その辺、まずお聞きしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、今回の特別定額給付金の関係でございますが、岡本議員がおっしゃるように、相談窓口につきましては、昨日、月曜日から住民ホールで総務課職員2名体制によりまして、相談、また申請書の補助業務を行っているところでございます。

これにつきましては、昨日5時現在でございますが、オンライン申請の方が11名、また郵送申請の方が153名、そして岡本議員がおっしゃるように、この下の住民ホールに相談なり来られた方が70名ということで、昨日現在で234名の方の申請を既に受け付けをさせていただいております。

総務課といたしましては、6月以降、会計年度任用職員を新たに採用して事務の補助を手伝っていただくということで考えておりますが、やはり総務課の職員がそれぞれ2名ずつ、管理職、課長補佐、係長が中心になりまして、2名体制で相談窓口を約2週間開設させていただきたいということで、現在、事務を進めているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

職員の方等はいろいろな日常業務がある中ですが、やはり必要な人員については、それはそれで雇っていただいて、しっかり対応できるようにしていただきたいというふうに思います。もちろん定額給付金の問題だけではなくて、今回の新型コロナウイルス関係の様々な部分での相談もあると思いますので、それも含めて対応していただきたいというふうに思います。

それと、今回、特に配慮が必要な方への申請や支給のことも国のほうからもいろいろと来ていると思うんですが、よく言われるのがDVであるとか、また虐待案件であるとか言われておりますけども、ほかにも家庭事情による様々な状況や独り暮らし、また高齢世帯、また認知症の方とか、また、いわゆる外国人の方にも今回支給されるわけですが、そういった方1人1人の対応について町としてはどのように対応されようとしているのか、また実際しているのか、その辺もお願いしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、特別定額給付金の相談の関係でございますが、岡本議員おっしゃるように、まずDVの関係につきましては、福祉課、住民課と情報を共有しながら、一定、今回調整をしながら、先週の金曜日ですね、申請書を送らせていただいたところでございます。

また、やはり昨日から総務課のほうにはいろんな相談の電話がございます。それにつきましても、総務課の中でこの制度の趣旨をそれぞれ理解する中で相談対応に当た

らせてもらっておりますので、昨日まで特に住民の方から苦情等はございません。丁寧な説明をするように職員には伝えているところでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

ぜひ、漏らさずに全ての方に支給できるように、広報もやはり防災無線等で毎日でも放送もいただくとか、また、郵送等が無理な方については出向いていただくこともそうですけども、本当に可能であるならば希望があれば行政が取りにいくことも含めて、何らかの可能な限りの体制でやっていただきたいと強く要望しておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、支援金の関係なんですけども、先ほども若干お話もありましたが、先ほど支援金の給付対象がいわゆる休業要請協力依頼が府のほうからあったと。その対象になっている業種の方について、今回、支援金を出すということなんですけども、今回の概要によりますと、中小企業の方1件、個人事業主の方が10件というふうに聞いておりますけども、これは先ほど答弁もあったと思うんですが、この数字というのは京都府の何らかの統計とか、そういった把握されている部分で特定をされたのか、もしそうならば、いつ時点の統計でそういうことをされているのか、実際、今の町内の実態といいますか、そういったものから出発して対象を絞っておられるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

総務課長（岡田博之君）

岡本議員の質問に私のほうから少し説明をさせていただきます。

まず、京都府の支援金の制度でございますが、やはり緊急事態宣言を受けまして、

京都府から要請があった事業所を対象にするということで、まずは京都府のほうから、一定、和束町の事業所数というのが知らされました。これにつきましては、昨年度の経済センサスの実績に基づいてということでございます。しかしながら、現時点4月26日から5月6日まで休業要請、また協力の事業所ということで、私のほうで4月24日に全て夜、回りまして調べさせていただいた結果、個人で10店、法人で1件のお店があったということでございます。

内容につきましては、飲食店でありましたら営業時間の短縮、またスナック等でしたら休業要請を受けて、また土産物店ということにつきましては、これは休業協力の要請の対象になっているところでございます。

実際、飲食店・居酒屋等で営業時間の短縮・休業という事業所が対象になってくるところでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

分かりました。

一応、町として足でといいますかね、そういった確認もしていただいて、今の現時点の実態に合わせて対象は絞っていただいているというふうに確認をしておきたいというふうに思いますが、要は、休業要請があった事業者ということになるんですけども、休業要請はないですけども、ただ、やっぱりこういった自粛とかいうのが起こって人の出が少なくなると。その上で、あけているけど、売上げもどんどん減っていくと。けども、要請されてないから対象にならないというような方も私もそういう話を聞いたりするんですね。だから、国の今の持続化給付金であるとか、京都府の休業要請の支援金にもかからないと、そういった方もやはりおられて、このままでは破産してしまうというような声も聞いております。

そういった直接対象にならなかったけども、でも、この状況の中で大きく売上げを減らしている、また大変なことになっているという、そういった事業所への配慮というか支援というのは今回ないのかどうか、そういったことは把握されているかどうかも含めてお聞きしたいのと、それから、農家に関係については、この間もあちこちから本当に議員の中にも農家の方がおられますから、余り差し出がましいことは言えませんが、一言で言ったら大変なことになっていると。そういう中で、今回については特にはないとは思いますが、ここについては支援も取上げていかないと大変なことになっていると思うんですけども、その辺も含めて方向性について答弁いただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

新型コロナウイルスに関する事業者の方の部分でございますけども、京都府のホームページのほうにも掲載されておるんですけど、これに関する給付金であったり補助金・融資等というものがございます。先ほどありました持続化給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが前年度同月比50%以上減少した中堅企業、中小企業、小規模事業者、また先ほどありましたフリーランスを含む個人事業主に対して事業全般に広く使える給付金を支給というような形の給付金概要でございますので、また、そういった部分ご相談いただいて、コールセンターもございます。また、こちらのほうでも質問がございましたらご説明というかご紹介させていただきますので、その点よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

ご相談があったらというかね、状況については本当に要は今の国の制度の問題ではあるんですけども、要は50%以上ないとあかんと。3割、4割では話にならないという状況がやはり大きなネックにはなっていると思うんですね。そこは行政として、町として改善するように要望もしていただきたいんですけども、ただ、やっぱり今回の支援金の関係で対象になった方について上乘せするという制度になってます。それはそれで必要だと思います。ただ、残念ながら、やはり大変ですけども、何の対象にもならないというような方も現におられるんですね。そういった方をどう網羅していくのか、フォローして事業が続けられるように支援していくのかということが大変、今、大きな問題だと思いますので、そこはぜひ次の補正も含めて検討もいただいて、また実態把握もしていただきたいというふうに思います。

そこはまた町長、答弁いただきたいと思いますが、プラスもう1点、商品券について、ついでに聞いておきますけども、今回、全世帯に商品券を給付するというのでやっただく予定になっております。中学生までの子供については、さらに5,000円上乘せするというので、これはこれで本当に独自に考えていただいた施策として頑張っただいていただいているとは思いますが、今回報道によりますと、申請してもらって給付ということが報道もされているんですけども、全住民を対象にするという意味では、対象は分かっているわけですから、申請抜きでもやはり給付していくということをいろんな意味で早急にできる面もありますし、必要な手間も要らなくなりますので、ぜひその辺はそういった方向でやっていただきたいなというふうに思うんですけども、その辺も含めてお願いしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

先ほど農家も含めての問題を提起されました。当然、私もそれで緊急な場合は出させていただきますが、今後の方向性の中には、農家の今の厳しい状況というのはいろ

いろ耳にしております。十分なことというわけやなしに、激励とか支援、頑張ってくださいみたいな程度のところというか、そういうことは講じていく必要があるのかなど、こんな思いは持っておりますが、今、検討しているところであります。

それと、一つは、先ほど商売屋さんで支援金のところの京都府の上乗せということで予算が出ている。今、岡本議員は、京都府基準でそこから漏れ落ちる者はどうだろうか、ここだと思えます。

確かに、このところをどう拾っていくか、これは非常に細かい問題がありまして、それで今、後のご質問をいただきましたように、商品券というのは、一つは全住民の方に、先ほど出てますように、今、ご審議いただいた個人給付ですね、その方たちを対象にしていきます。しかし、その後によって、まだ6月1日付、一定基準を決めて、転出とか、そういう方は抑えなきゃなりません、基本的には、その方たちを拾うといいますか、申請というのは、先ほどのように予算の執行するときにおいては会計上、非常に難しいものをもっていかなきゃならんと。だから、そういう基本的なことは抑えつつ、簡略的にやっていくという努力はしておりますので、具体的なことは担当課長のほうからまた答弁があらうかと思えますが、今、岡本議員が言われるように、複雑化するよりスムーズに早くそういう方たちに行き渡るようにしていくほうが大事だと。しかし、ご協力もいただきたい。こっちが一方的やなしに、意思疎通というのは交付金の場合には大事になってきます。会計処理措置というところのかたい話なんです、それをどう簡略化するかということで今、担当課のほうで工夫してくれています。

それと、戻りますけども、先ほど国の支援する事業者というのは府なんか分かるんですが、漏れ落ち的なところはなかなか難しいものですから、ここを和束町の商工会とか入っておられる方たちに、町内の方がその商品券を持って、そして促進するとか、そういういわゆる住民の人に上乗せも生活改善、ちょっと支援というものがありますが、もう一つは、商品券は町内の業者しか使えませんから、そこで回復してい

ただくという二面性を持っているわけです。

そういう意味で、先ほど非常にきめ細かな分野で、みんなで商品券でもって町内の業者を励まそうやないかという意味を含みながら二面性を持ってやらせていただいた追加分であるということもご理解いただきたいと思います。

簡略的な手続は、農村振興課のほうから答弁させますので、よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

先ほど町長からございましたように、今回の特別定額給付金と同様な形で住基台帳のほうから調べまして、世帯主に向けて同じような形で申請書を送らせていただきまして、それに記名・捺印等をしていただいて、金券でございますので、交換という形でそのときその時点でお渡しできるような形で、できるだけ早くお渡しはさせていただきますと思います。

ただ、今回議決いただきまして予算が決まりました後で商品券の発注ということになりますので、その分、事前に打合せをしている段では、印刷で連番をつけますので、そういった形で1月程度はかかるんですが、7月頃には商品券を皆様方に。

また、わざわざ役場のほうに来ていただくのも何ですので、取りあえずは各公民館のほうに職員で回らせていただいて、なるべく住民さんに苦勞をかけないような形で配付・交換というんでしょうか、そこをさせていただきますというふうに思っております。

また、商品券につきましては、住民さんに対しては5,000円ですけども、また、ありましたように、町内商工会の会員さん、商品券を使っていた、また、そちらのほうのお店にもお金が行くということでございまして、町内の経済が多少なりとも潤えばということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

漏れ落ちてるところって変ですけども、対象にならないところの支援については、本当に農家も含めて直ちに検討いただきたいと思いますし、商品券についてはせっかくの取組ですので、やはりできるだけ迅速に、また公民館まで行っていただくということはもちろん大事だと思いますけども、それでも大変な方はおられると思うんで、いわゆる金券ということもありますけども、必要であれば現金書留を含めて、郵送も含めて対応いただきたいというふうに思います。

最後にもう1点ですね、保育所の関係なんですけども、この間、家庭保育の協力ということで依頼をいただいて、一定の部分について協力いただいているというふうにこの間ずっと聞いております。やはりその辺、協力いただいた部分についての保育料について返還していくということも私は必要だと思うんですね。依頼に基づいた家庭保育というふうになっているわけですから、そこはそういった方向で考えていただいているという話もお聞きしておりますけども、その分については日割りにしてでも保育料が発生している部分については返還いただくという措置を改めて要望したいんですけども、その辺、確認だけお願いしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

この件につきましては、確かに、和束町の保育園のほうから保護者の皆様方に家庭保育での協力のご依頼という形は出させていただきました。特に、国とかの規定でいきますと、要請の形で休園もしくはそれに相当するものについての日割りの保育料の軽減というような話ではございましたが、うちのほうではさきの新型コロナウイルス

の対策本部会議のことでもこの議題が上がりまして、協議しております。これにつきましては、極力、住民さんのほうにご負担のないようにということで、また、4月、5月と長期にわたっての協力要請ということにもなってきますので、日割で計算して一部保育料をお返しできるような形の規則の改正等も、今、事務を進めてやっていっているところがございますので、一定の時期を見て、それについては進めていきたいと、今、考えているところがございます。

また、その時期につきましても、今年度4月1日から進めていけるように検討しているところがございます。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

給付金等につきましては、各議員さんのほうからいろいろお話もございました。やはり困っておられる住民の皆さんに一日も早く迅速に手元に届くようにご努力をお願いしたいというふうに思います。

私のほうからは、学校休業によりまして、放課後の学童保育ということで対応していただいているところがあるんです。そこについて、先日、教室のほうにお伺いをさせていただいて状況を確認させていただいたんです。そのときいろいろ数点お話も聞かせていただいたんですが、特にコロナの感染防止ということではいいますと、その日は窓を全開にして換気をされておられたわけですが、窓を見ますと網戸が入っていない状況なんです。昼間ですと確かに余り虫の侵入というのものないかも分かりませんが、これから特に夕方になってきますと蚊とか、そういった形で虫が入ってくるということもございますので、そういった対策というのもし必要ではないかなというふうに思うんです。緊急を要するというところもございまして、このまま定例会までいきますと、そういった時期に入ってしまうということもございまして、その検討を早急をお願いできたらなというふうに思います。

ほかにお聞きしている分につきましては、また後日質問させていただきたいと思うんですが、網戸の設置について、できるかどうかということで、そのあたりのご答弁をお願いしたいなと思います。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

学童保育所につきましては、現在、相楽東部広域連合立和東小学校の校舎を一部お借りさせていただいているところでございます。学童保育でお借りさせていただいている場所につきましては、うちの直接で工事するとか、どうこうということは当然できませんし、また学校校舎の一部を変更してしまうことにもなりますので、それにつきましては、当然、和東小学校、また相楽東部広域連合教育委員会のほうと協議を進めていかなければならないことになろうかと思っておりますので、またその話につきましては、連合の教育委員会と話を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

時期も時期ですので、なるべく早く対応ですね、その協議も進めていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

以上で終わります。

○議長（小西 啓君）

井上議員、2問あっても3問あっても1問にまとめてください。

○6番（井上武津男君）

それでは、2問お願いします。

まずは、消防費の中で今度のコロナ対策の関係で防護服というのは、この消防のほうでされているかどうかということと、それと、もう一つは要望で、第2波のウイルス予防に備えて、町民各家庭に対してサージカルマスクの配付とかアルコールの配付をやっていたかどうか、そのことについて少しお答えをお願いしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

総務課長（岡田博之君）

お答えさせていただきます。

今回、消防費の災害対策費の中で防護服につきましては600セット予算を計上させていただいております。

現在、和東町では260セットの防護服を保管しておるわけなんですけども、井上議員がおっしゃるように、この冬以降ですね、やはり新型コロナウイルス感染症が拡大するおそれがあるということで、和東町につきましては、先ほど言いましたように、さらに600セットの防護服を用意させていただきたいと考えております。

それと予防用のサージカルマスクでございますが、一番最初、井上議員が質問ありましたように、和東町ではさらに5万3,500枚のマスクを計上させていただいているという報告をさせていただきました。現在、約7万2,000枚のサージカルマスクを備蓄しております。合わせまして、約11万ぐらいのサージカルマスクになるんですが、当然、各世帯に配れるような形で考えているところでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第23号 令和2年度和束町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第23号 令和2年度和束町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

議案第24号 令和2年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第24号 令和2年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第11、発議第2号 新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

それでは、発議第2号の提案理由を申し上げます。

提案理由

発議第2号 新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策を求める意見書について、意見書の朗読をもって提案理由及び説明とさせていただきます。

発議第2号

新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定に基づき提出します。

令和2年5月19日

提出者 和東町議会議員 岡田 泰正

和東町議会議長 小西 啓 様

新型コロナウイルス感染症に係る金融機関希有経済対策を求める意見書

国におかれましては、この未曾有の状況に対し緊急対応策の打ち出し等、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて、昼夜を問わず全力で取り組んでいただいていることに深く敬意と感謝を申し上げます。

新型コロナウイルスの収束が見通せない中、5月末までの「緊急事態宣言」が、5月14日には39県が解除となり、行動制限を自粛緩和されたものの段階的に日常生活を戻すこととされている。国民の生命及び健康を守るために、日も早くこの状況を打破し収束させることが国の最優先、そして最重要課題と考えます。

また、これらに加え、国民経済に及ぼす影響を最小限に抑えなくてはならないことは言うまでもありませんが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う様々な社会経済活動の制約によって実体経済が大きな痛手を被っており、元来、長年続いているデフレにより体力を養うことのできていない個人事業主や中小零細企業にとっては、明日をも知れぬ状況となっています。

そもそも我が国は、デフレからの脱却ができていない状況にあるにもかかわらず、この「令和恐慌」とまで言われ始めた新型コロナウイルス感染拡大とのダブルの影響により、今まで我々が経験したこともない状況に突入しようとしております。この未曾有の危機から脱するためには、従前のやり方や発想では到底打開できないと考えます。今までにない大胆かつ迅速な緊急経済対策を打たなくては、既に甚大な被害を受けている国民生活や地域経済をさらに追い詰める危機的な状況にあります。つきましては、さらなる緊急経済対策として令和2年度第2次補正予算を直ちに編成すること

に加え、我が国の経済を失速から成長路線へ転換するためにも、以下の事項を速やかに実施していただくことを強く要望します。

記

1. 消費税は一定の期間を定めて、可及的速やかに停止すること。

2. 緊急事態宣言延長により疲弊した国民生活、企業活動、個人事業等の支援については、さらなる補正予算を編成すること。また、財源にはちゅうちょなく国債を発行してそれに充てること。

3. 地域密着型の公共事業、教育・科学技術投資、サプライチェーンの再構築、特定国依存型のインバウンドの見直しなど、内需主導型の経済成長を促す政策を検討すること。

4. 国として各種要請をした以上、その分の補償は全て国が責任を持ち行ってしかるべきである。特に被雇用者に対しては十分な休業補償を行うことは当然であり、事業者、特に中小企業及び小規模事業者（個人事業主を含む。）に対しては、失われた粗利を100%補償する施策を講じること。

5. 事業者が新型コロナウイルス感染症の影響で被った損失を回復させ、従前の営業を維持できるようにするため、このたび新設された「持続化給付金」の給付要件の緩和並びに給付額の増額、また複数回の給付を行い、固定費を含む事業全般を支援すること。なお、これは全国・全業種の事業者を対象とするとともに、新規開業者に対しても特段の配慮を行うこと。

6. 「緊急事態宣言」の解除、社会活動・経済活動の本格的な再開等のためには新型コロナウイルス感染症の収束に向けた医療体制の抜本的な強化、改善が必要不可欠である。十分なPCR検査を実施できる体制を確保し、医療体制の整備や財政負担への支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年5月19日

衆議院議長	大島 理森 様	参議院議長	山東 昭子 様
内閣総理大臣	安倍 晋三 様	財務大臣	麻生 太郎 様
内閣官房長官	菅 義偉 様	総務大臣	高市 早苗 様
文部科学大臣	萩生田光一 様	厚生労働大臣	加藤 勝信 様
農林水産大臣	江藤 拓 様	経済産業大臣	梶山 弘志 様
国土交通大臣	赤羽 一嘉 様	経済再生担当大臣	西村 康稔 様

京都府相楽郡和東町議会

以上でございます。

議員の皆様方各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

畑議員、賛成ですか、反対ですか。

○9番（畑 武志君）

賛成です。

それでは、賛成討論を行います。

私は、発議第2号 新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策を求める意見書について、賛成の立場から討論いたします。

4月16日に日本全域に緊急事態宣言が発出されました新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、1月28日に指定感染症に指定されて以来4か月近くたっております。国内39県では緊急事態宣言が解除され、休業要請等が緩和されましたが、いまだ収束が見込めず、長い道のりの覚悟をせざるを得ない状況でございます。

本議会においても、3月定例会で新型コロナウイルス感染症対策の迅速かつ総合的な取組を求める決議を可決し、何よりも町民の命と健康を守ることを最優先に、国、京都府、市町村、関係団体と十分連携しながら感染拡大の防止、事態収束に向け一層取組を進めてきました。

今、この危機的な状況の中、国として国民の生命及び健康を守っていただくためには、一刻も早くこの状況を打破し、収束させることが国としての最優先・最重要課題であることは国民全体の共通理解とするところです。

また、それに加え、日本経済はかつて経験したことのない混迷の状況下であり、国民経済に及ぼす影響を最小限に抑えなくてはならないことは言うまでもありません。

よって、今回提案された休業補償や医療体制の整備など6点の要望に賛成し、私の賛成討論といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

ほかありますか。

岡本議員、どうぞ。

○8番（岡本正意君）

賛成です。

私は、発議第2号 新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策を求める意見書に賛成の立場から討論を行います。

政府は5月14日に全国的な緊急事態宣言を見直し、39県について解除に踏み切り、一方、残る8都道府県についても21日に再度検討し、解除する判断もあり得るとしています。

政府は、この間の感染拡大と自粛と休業要請による経済活動の停滞、激しい落ち込みを段階的に回復させたい意向であると思われませんが、この間の暮らしと営業への打撃はまさに危機的事態であり、仮に緊急事態を解除したとしても直ちに回復すること

は極めて困難であり、意見書が強く求めている「今までにない大胆かつ迅速な対策」
としての第二次補正予算の早期の編成と成立が望まれます。

同時に、緊急事態宣言が解除されたとしても感染自体が収束したわけではなく、依然として感染拡大の危険は継続しています。特に懸念するのは、感染実態を明らかにする上で欠かせないPCR検査の実施が依然として進んでおらず、極めて少ない状況にあることです。今、発表されている感染者数はその状況の中での数字であり、感染実態を反映しているとは到底言えず、そのような中で経済活動の再開や人の移動、接触が増加すれば第二波、第三波の感染拡大や感染爆発が起こる危険性は否定できません。治療薬やワクチンがないもとでコロナ危機の長期化は避けられず、継続的な支援が求められています。その上で対策のカギは二つあると考えます。

一つは、意見書でも強調されているように、補償を基本に据えることです。

補償のない休業要請や協力依頼では感染予防の効果を弱めるとともに、生活や営業に甚大な打撃と被害を及ぼすことになり、実際になっております。要請するなら補償する、この姿勢をしっかりと据える必要がございます。

二つ目には、検査、医療体制の整備と強化です。

大規模な検査で感染実態を可視化し、陽性者を症状に応じてケアする体制がしっかりあってこそ効果的な対策を打つことが可能になります。これらの対策を確実に行っていくことが、いわゆる「出口戦略」を進める鍵となり、それを実行するには思い切った予算措置がどうしても必要であることを強く申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（小西 啓君）

ほか討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第2号 新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策を求める意見書は、原

案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、発議第2号 型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

町長挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

臨時議会を閉会されるに当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げさせていただきたいと思っております。

まずは、予定をさせていただきました専決案件、そして議案承認・可決をいただきましてありがとうございます。

この審議を通じて、まずは施策を迅速に講じていくべきである、こういうご意見もいただきました。そういった方向でこれから職員一丸となって取り組んでまいりたいと、このように思っております。

この新型コロナ対策、なかなか敵が見えない、これは長い戦いになろうかと思っております。これからも議員の皆様方を初め住民の皆様方にも不便、そしてご苦勞をおかけするわけですが、一日も早い終息に向けて、これは住民挙げて一丸となった取組をこれからも進めてまいりたいと、このように考えております。

どうか議員の皆様におかれましても、ご指導、ご協力のほどをよろしく願いいたしまして、甚だ簡単でございますが、臨時議会閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小西 啓君）

これをもちまして、令和2年度和束町議会第2回臨時会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでございました。

午後 0時26分 閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

令和 2 年 8 月 26 日

和東町議会議長 小 西 啓

署名者

和東町議会議員 井 上 武津男

〃

和東町議会議員 岡 田 泰 正